装技計第１３５１２号
令和５年７月３１日

整備計画局防衛計画課長
統合幕僚監部首席後方補給官
陸上幕僚監部装備計画部長
海上幕僚監部防衛部長
航空幕僚監部防衛部長
情報本部計画部長
防衛装備庁長官官房各装備官
防衛装備庁長官官房各装備開発官
防衛装備庁プロジェクト管理部長
防衛装備庁の施設等機関の長
殿

防衛装備庁技術戦略部長
（公印省略）

運用実証型研究の実施要領について（通知）

防衛装備庁における装備品等研究開発実施要領について（装技計第１１６５９号。令和５年６月２９日。以下「通知」という。）別紙の第９第４項に規定する運用実証型研究の実施要領については、別紙のとおり定め、令和５年８月１日から適用することとしたので通知する。

なお、運用実証型研究の実施要領について（装技計第２４２号。２７．１０．１）は、令和５年７月３１日をもって廃止する。

添付書類：別紙
写送付先：防衛装備庁装備政策部長、調達管理部長

別紙

運用実証型研究の実施要領

1　運用実証型研究の実施要領にかかる方針について

⑴　運用実証型研究の目的

装備品等の研究開発の各段階において、統合運用の進展や最新軍事科学技術の動向も踏まえた防衛構想に対応し、事業をより適切な方向に変更していくためには、装備品等を使用する運用者と研究開発を実施する研究開発担当者との間で直接議論を交わして性能を決定していくことが重要である。さらに昨今の進展著しい科学技術を適宜適切に取り込み速やかに装備化するためには、装備品等の研究開発期間を短縮する等の迅速な対応も必要である。かかる認識の下、装備品等の研究の一手法である運用実証型研究を実施することは有意義であるため、通知において、運用実証型研究が規定されたところである。

⑵　運用者と研究開発担当者の密接な連携

運用者たる統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は情報本部（以下「各自衛隊等」という。）と研究開発担当者たる防衛装備庁の研究開発計画実施主体（通知別紙の第２第２号に規定する研究開発計画実施主体をいう。以下同じ。）は、運用実証型研究の検討、選定及び実施段階において必要な情報の交換及び共有をするとともに、適切な協力、支援及び試験評価ができるよう、より密接な連携を保つことに留意することとする。

⑶　試験評価における役割

試験評価は、防衛装備庁が主体となり、各自衛隊等が協力及び支援する形で実施するものであるが、その試験評価においては、運用者となると見込まれる各自衛隊等の評価が必要不可欠であることから、運用上の観点からの試験評価については各自衛隊等と防衛装備庁が計画段階から密接に調整するとともに、各自衛隊等が主体となって実施することとする。

⑷　研究成果の取扱い

運用実証型研究の研究成果を各自衛隊等にとって新しい機能を有する装備品等のじ後の研究開発、調達等に適切に反映できるよう、検討段階から、常にじ後の計画を念頭におきつつ、研究項目の選定、研究計画の策定及び研究の実施並びに試験評価を行うこととする。また、得られた研究成果によっては、開発段階を経ることなく迅速な装備化が可能となることから、本制度を有効に活用するよう努めることとする。

2　運用実証型研究の実施要領について

運用型実証研究の実施にあたっては、以下に示す実施要領によるものとする。

⑴　運用実証型研究の選定

運用実証型研究の選定は、次に掲げるところによる。その際、各自衛隊等（複数の自衛隊等が関与する場合には、関係する各自衛隊等）と研究開発計画実施主体は担当者間の意見交換において、当該研究内容及び相互の協力要領について協議し、合意を得るものとする。

ア　防衛装備庁の発意により実施する運用実証型研究の場合

運用者たる各自衛隊等の潜在的な要求を考慮しつつ、研究の目的、新しい機能を有する装備品等の原型たる試作品等及び試験の概要、並びに運用実証型研究とする理由及びじ後の計画（運用実証型研究の成果の反映）等の研究計画を示した装備品等の研究開発に関する訓令（平成２７年防衛省訓令第３７号。以下「訓令」という。）第９条の装備品等研究開発見積りを、原則として概算要求年度の前々年度までに作成し、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長又は情報本部長（以下「各幕僚長等」という。）の指定する者に提出する。各幕僚長等の指定する者は、運用実証型研究を提案する旨と共に提出を受けた場合は、原則として概算要求年度の前年度までに防衛装備庁長官（以下「長官」という。）の指定する者に当該提案に対する回答書を提出するものとする。

イ　各自衛隊等の発意による運用実証型研究の場合

訓令第９条の装備品等研究開発見積依頼、装備品等研究開発見積り及び装備品等研究開発要求に運用実証型研究とする理由及びじ後の計画（運用実証型研究の成果の反映）等の当該運用実証型研究に必要な事項（作成時点で明確化することができない事項を除く。）を記載することとする。

⑵　運用実証型研究への変更

既に実施している装備品等の研究について、運用実証型研究で実施することが適当と認める場合には、前号及び次号の手続きに則り、運用実証型研究に変更することができるものとする。

⑶　運用実証型研究の実施に必要な計画等の通知等

運用実証型研究の実施にあたっては、運用実証型研究とする理由及びじ後の計画（運用実証型研究の成果の反映）等を記載した訓令第１１条に規定する年度業務計画を、関係する各幕僚長等の指定する者に通知する。また、研究実施における協力及び支援等の細部については、必要に応じて、各自衛隊等に送付する業務支援依頼により明確化するとともに、各自衛隊等は研究開発計画実施主体に対し、運用実証型研究にかかる運用面での試験評価を実施するために必要な評価要領等を提供するものとする。

⑷　運用面での評価の実施

運用実証型研究の試験評価において、各自衛隊等は運用面での評価を実施し、その結果について研究開発計画実施主体に通知するものとする。

⑸　報告の作成及び通知

長官の指定する者は、訓令第１７条を準用し、前号の運用面での評価結果に技術面からの分析及び検討等を加えた上で当該研究の成果に関する報告を作成し、各幕僚長等へ通知する。